

2025 -2027 年度課題別研修「感染症対策のための技術革新：パンデミックの予防、備えおよび対応（PPPR）」に係る参加意思確認公募

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国における感染症対策の責任機関で従事する医師またはそれに準ずるものを対象とし、自国の感染症対策を強化するための探知、検査・診断システム、モニタリング・解析能力の向上を目的として研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人結核予防会結核研究所（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

2023 年の国連総会パンデミックへの予防・備え・対応（Pandemic Preparedness, Prevention and Response, PPPR）に関するハイレベル会合において、PPPR の強化は基礎的医療サービスへのアクセス確保など、UHC の強化が必要であることが確認されました。特定者は、結核を中心に WHO 研究協力センターに指定され、米国 CDC をはじめ他の外国の団体と日頃より協力・連携しており、結核を含む呼吸器感染症対策に関する国際研修を 60 年以上、そして結核対策強化の JICA 課題別研修を 1963 年より実施しています。近年の研修内容は、結核対策に限定せず、より広く呼吸器感染症対策に関する公衆衛生的視点から UHC 強化・健康危機への対応・患者中心のケアの推進を目指し、実施しています。また、海外からの研修員受け入れ実績が豊富で、開発途上国の現場で感染症対策に従事している過年度研修員を講師として招請できるほぼ唯一性があります。更には、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- （1）業務名：2025-2027 年度課題別研修「感染症対策のための技術革新：パンデミックの予防、備えおよび対応（PPPR）」に係る研修委託契約
- （2）案件概要：別紙 2 「研修委託契約 業務概要」のとおり
- （3）実施回数 2025 年度（1 回）、2026 年度（1 回）、2027 年度（1 回）
なお、2025 年度研修期間は、以下を想定。
遠隔研修：2025 年 10 月 27 日～2025 年 11 月 14 日（予定）
来日研修：2025 年 11 月 17 日～2025 年 12 月 20 日（予定）
- （4）契約履行期間（2025 年度）：2025 年 8 月 30 日～2026 年 2 月 20 日（予定）

※2026 年度、2027 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維

持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2025 年度案件を第 1 回目として受託し、2027 年度まで計 3 回、本案件を受託可能であること。なお、2025 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2027 年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025 年 6 月 5 日（水）12：00（正午）まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（別紙 3）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2025 年 6 月 12 日（木）
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	メール
	請求締切日	2025 年 6 月 19 日（木）
	回答予定日	2025 年 6 月 26 日（木）
	回答方法	メール

提出書類：

- (1) 参加意思確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
(2) 令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
(3) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 人間開発・計画調整課（担当：平野）

電話：03-3485-7661 E-mail: ticthdop@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 20MB 以下としてください。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別添 2）の PDF データのみ

（又はメール本文のみ）を送付いただき、資料一式の送付に必要な大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL を希望の旨、一報ください。当該メールを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL と、同 URL にログインするための ID、パスワードを JICA 東京から連絡します。同サイトに必要書類を全て格納した後、必ず JICA 東京担当者にメールにて一報ください。

- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参ください。

- ・ JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付します。万一連絡がない場合は、JICA 東京担当者へ問い合わせください。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付けませんので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨します。

4 その他

- （１）提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- （２）参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- （３）提出された参加意思確認書等は返却しません。
- （４）機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- （５）提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- （６）審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（３）を参照ください。）
- （７）公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- （８）予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- （９）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- （１０）契約保証金：免除します。
- （１１）共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2025-2027 年度課題別研修「感染症対策のための技術革新：パンデミックの予防、 備えおよび対応（PPPR）」研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度、2027 年度については、別紙 1「業務仕様書」1. 業務内容を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名 課題別研修「感染症対策のための技術革新：パンデミックの予防、備えおよび対応（PPPR）」

(2) 技術研修期間（予定）

【遠隔研修】2025 年 10 月 27 日～2025 年 11 月 14 日

【来日研修】2025 年 11 月 17 日～2025 年 12 月 20 日

(3) 研修員（予定）

1) 定員 15 名

2) 研修対象国 フィリピン(1)、タイ(1)、ベトナム(1)、バングラデシュ(1)、フィジー(1)、サモア(1)、バルバドス(1)、セントビンセント(1)、トリニダード・トバゴ(1)、ガイアナ(1)、チュニジア(1)、リベリア(1)、マラウイ(1)、ナイジェリア(1)、アンゴラ(1)

3) 研修対象組織 中央もしくは中間レベルの感染症対策の責任機関

4) 対象者 医師またはそれに準じるもの（他の医療職、公衆衛生専門家等）で、結核等感染症対策プログラムの中央または中間レベルに属すること

(4) 研修使用言語 英語

(5) 研修の背景・目的

将来、新たな呼吸器感染症によるパンデミックの発生が懸念されており、感染症対策の強化が不可欠である。この強化を実現するためには、保健システムと連携し、早期診断のための接触者追跡や、治療中の患者支援のための革新的な技術を積極的に取り入れる必要がある。効率的かつ効果的な感染症対策を実施するためには、複数の呼吸器感染症の鑑別診断や疾患毎の適切な対応、感染症のリスク要因である NCD ケア対策との連携など、統合的アプローチ（多疾患対策間連携）が求められる。本研修は、新たな呼吸器感染症によるパンデミックが発生した際、人の命・生活を脅かす感染症の拡大を最小限に制御させることを目指す。そのため革新的な技術と統合的アプローチに関する知識や技術の習得を通じて、自国の感染症対策改善

のための実行計画を実施するための能力の向上を図る。

(6) 案件目標

感染症対策責任機関の医師またはそれに準じるものが自国の感染症対策を強化するための探知、検査・診断システム、モニタリング・解析能力が向上する。

(7) 単元目標（アウトプット）

1. UHC、感染症対策、PPPRに関連したグローバルな指針、感染症の疫学・対策、日本の感染症対策を理解し説明できる。
2. 呼吸器感染症の診断の新技术、パンデミック下でも有用な IT を活用した遠隔患者支援方法を理解し説明できる。
3. 統合的アプローチを活用した感染症対策のための保健システム強化方法について理解し、説明できる。
4. 基礎的な検査技術評価、感染症発生のモニタリング、感染症対策の評価方法について理解し説明できる。
5. 自国の主として呼吸器感染症プログラムの課題（他の保健対策との連携を含む）を理解し、新技术の活用や統合的アプローチを活用して改善案を提言できる。

(8) 研修内容

1) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

2) 当機構が実施するプログラム

・集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

別紙1の1(4)の通り

(2) 業務の概要

「1.(7) 単元目標（アウトプット）」が達成できるように、事前研修の導入、講義内容や視察先選定などを工夫して研修を実施する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) 研修員及び同行者の国内移動手配
- 7) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 8) 講義室・会場等の手配
- 9) 遠隔研修及び来日研修での使用資機材の手配
- 10) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）、動画教材作成
- 11) 講義映像の撮影及び編集、ポータルサイト等へのアップロード
- 12) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 13) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 14) 講師・見学先への手配結果の報告
- 15) 研修監理員との連絡調整
- 16) プログラム・オリエンテーションの実施
- 17) 遠隔研修の運営管理とモニタリング
- 18) 研修員の技術レベルの把握
- 19) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 20) 研修員からの技術的質問への回答
- 21) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 22) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 23) 閉講式実施補佐
- 24) 研修監理員からの報告聴取
- 25) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 26) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 27) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コース

の特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

- （２） 本業務概要は予定段階のものであるため、詳細については変更となる可能性があります。
- （３） 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上